

匝瑳市議会议和5年9月定例会

提 案 理 由 說 明 書

報告第 1 号

令和 4 年度匝瑳市健全化判断比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度匝瑳市健全化判断比率を議会に報告するものであります。

報告第 2 号

令和 4 年度匝瑳市病院事業資金不足比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度匝瑳市病院事業資金不足比率を議会に報告するものであります。

議案第 1 号

令和 4 年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和 4 年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 2 号

令和 4 年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和 4 年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 3 号

令和 4 年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和 4 年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号

令和4年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和4年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 5 号

令和 4 年度匝瑳市病院事業決算認定について

本案は、令和 4 年度匝瑳市病院事業決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第6号

令和5年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について

本案は、歳入歳出それぞれ1億2,166万8,000円を追加し、令和5年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ153億7,221万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第7号

令和5年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ2億7,874万2,000円を追加し、令和5年度匝瑳市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,042万8,000円といたしたく提案いたしました次第であります。